

平成 27 年 8 月 5 日
農 林 水 産 部 畜 産 課

農林水産物（牧草・飼料作物）に係る緊急時環境放射線
モニタリング検査の結果について

平成 27 年産の牧草・飼料作物については、国の通知に基づき、流通・利用の自粛をお願いしており、モニタリング検査を行い、作物の種類及び収穫形態ごとに利用の可否を判断します。

平成 27 年 7 月 27 日から 29 日に採取した牧草・飼料作物の緊急時環境放射線モニタリング検査について、その結果は下記のとおりです。

1 検査対象及び点数

試料の種類	点数	市町村数	草種
単年生イネ科飼料作物(青刈利用)	1	1	イタリアライグラス 等
単年生イネ科飼料作物(サイレーシゝ・乾草利用)	1	1	
イネ科長大作物	10	5	トウモロコシ、ソルガム
永年生牧草(サイレーシゝ・乾草利用) (個別判断)	1	1	オーチャートグラス 等
計	13	6	

2 検査結果（概要）

試料の種類	暫定許容値 以下の点数	超過 点数	利用可能となった 市町村（地域）
単年生イネ科飼料作物(青刈利用)	1	0	—
単年生イネ科飼料作物(サイレーシゝ・乾草利用)	1	0	—
イネ科長大作物	10	0	—
永年生牧草(サイレーシゝ・乾草利用) (個別判断)	1	0	
計	13	0	

3 検査結果（詳細）

別紙 1 のとおり

別紙 1

検査結果（詳細）

1 流通・利用が可能となった作物（地域判断） ※ 1

作物の区分	該当市町村（検査点数 ※ 2）
単年生イネ科飼料作物（青刈利用）	伊達市(1, ④) 計 1 点
単年生イネ科飼料作物（サイレージ・乾草利用）	郡山市(1, ④) 計 1 点
イネ科長大作物	伊達市(2)、白河市(2)、泉崎村(1)、 矢吹町(4)、南相馬市(1) 計 1 0 点

※ 1 検査点数が 5 点未満の市町村は、その検査地点（農家）のみを解除する。

※ 2 カッコ内の丸数字は、前回までの検査点数との合計値（合計値が 5 点以上で全て暫定許容値以下となれば当該地域の自粛解除となる）。

2 流通・利用が可能となった作物（個別判断）

作物区分	該当市町村（検査点数）
永年生牧草（サイレージ・乾草利用） 個別判断※ 3	郡山市(1) 計 1 点

※ 3 表 1 の地域の永年生牧草については地域解除は行わず、草地更新済みの農家ごとに検査し、利用の可否を判断する。

表 1 該当市町村（地域）

中通り (28地域)	福島市、川俣町、伊達市、桑折町、国見町、二本松市、本宮市、大玉村、郡山市（月形村、中野村、三代村、福良村、赤津村を除く地域）、田村市、三春町、小野町、須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町、鮫川村
会 津 (1地域)	猪苗代町
浜通り (13地域)	南相馬市、相馬市、新地町、飯舘村、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、いわき市

注）各地域とも帰還困難区域及び居住制限区域を除く

緊急時モニタリング検査結果について(福島県:牧草・飼料作物)

番号	市町村名	採取日	試料の種類		測定結果(水分80%補正值) ※		
					セシウム-134	セシウム-137	合算値
					(Bq/kg)	(Bq/kg)	(Bq/kg)
1	伊達市	7/28	単年生イネ科飼料作物	(青刈利用)	検出せず(<4.7)	検出せず(<5.6)	—
2	郡山市	7/27	単年生イネ科飼料作物	(サイレージ・乾草利用)	検出せず(<10)	検出せず(<11)	—
3	伊達市	7/28	イネ科長大作物	—	検出せず(<6.7)	検出せず(<5.4)	—
4	伊達市	7/28	イネ科長大作物	—	検出せず(<4.7)	検出せず(<6.3)	—
5	白河市	7/27	イネ科長大作物	—	検出せず(<5.6)	検出せず(<6.6)	—
6	白河市	7/27	イネ科長大作物	—	検出せず(<4.0)	検出せず(<4.5)	—
7	泉崎村	7/27	イネ科長大作物	—	検出せず(<4.4)	検出せず(<5.4)	—
8	矢吹町	7/27	イネ科長大作物	—	検出せず(<5.8)	検出せず(<4.3)	—
9	矢吹町	7/27	イネ科長大作物	—	検出せず(<3.5)	検出せず(<3.8)	—
10	矢吹町	7/27	イネ科長大作物	—	検出せず(<5.1)	検出せず(<5.6)	—
11	矢吹町	7/28	イネ科長大作物	—	検出せず(<5.4)	検出せず(<5.3)	—
12	南相馬市	7/29	イネ科長大作物	—	検出せず(<4.8)	検出せず(<5.6)	—
13	郡山市	7/28	永年生牧草(個別判断)	(サイレージ・乾草利用)	検出せず(<8.5)	検出せず(<11)	—

※粗飼料の暫定許容値は水分80%で設定されているため、水分80%の値に補正した。

【参考】飼料中の放射性セシウム暫定許容値

対象	1kg当たりの最大値(水分含量8割ベース)
牛、馬	100ベクレル

平成27年産牧草・飼料作物の利用判断状況

- ・「○」は利用可能とした市町村(地域)
- ・「△」は検査地点が5点未満のため、検査地点のみを利用可能とした市町村(地域)
- ・「－」はモニタリングによる地域解除は行わない市町村(地域)
- ・カッコ内は利用判断を行った日付

(平成27年8月5日現在)

市町村名		単年生飼料作物		永年生牧草		野草	
		イネ科飼料作物 注)		イネ科長大作物	青刈利用	サイレージ・乾草利用	サイレージ・乾草利用
		青刈利用	サイレージ・乾草利用				
福島市		△(6/24)	△(6/24)	自肅	－	－	－
川俣町		自肅	自肅	自肅	－	－	－
伊達市		△(5/20,8/5)	△(5/20,6/3)	△(8/5)	－	－	－
桑折町		自肅	△(5/27)	自肅	－	－	－
国見町		自肅	自肅	自肅	－	－	－
二本松市		△(5/13)	自肅	自肅	－	－	－
本宮市		自肅	自肅	自肅	－	－	－
大玉村		自肅	自肅	自肅	－	－	－
郡山市	その他	△(5/13)	△(6/10,7/1,7/22,8/5)	自肅	－	－	－
	湖南				自肅	自肅	○(6/3)
田村市		○(5/27)	○(6/3)	△(7/29)	－	－	－
三春町		△(5/27,6/10)	△(5/13,5/27,6/10)	自肅	－	－	－
小野町		○ ※2	○(6/10)	自肅	－	－	－
須賀川市		△(5/27,7/8)	自肅	自肅	－	－	－
鏡石町		○ ※2	○(6/10)	自肅	－	－	－
天栄村		自肅	自肅	自肅	－	－	－
石川町		○ ※2	○(5/27)	自肅	－	－	－
玉川村		自肅	△(5/27)	自肅	－	－	－
平田村		○ ※2	○(6/10)	自肅	－	－	－
浅川町		△(5/20)	△(7/29)	自肅	－	－	－
古殿町		自肅	△(5/20)	自肅	－	－	－
白河市		△(5/27)	△(6/10)	△(8/5)	－	－	－
西郷村		自肅	△(5/27,6/10)	自肅	－	－	－
泉崎村		○ ※2	○(6/10)	△(8/5)	－	－	－
中島村		○ ※2	○(6/17)	自肅	－	－	－
矢吹町		○ ※2	○(6/10)	△(8/5)	－	－	－
棚倉町		○ ※2	○(6/10)	自肅	－	－	－
矢祭町		自肅	自肅	自肅	△(7/8)	自肅	自肅
塙町		自肅	自肅	自肅	－	－	－
鮫川村		自肅	自肅	自肅	－	－	－
会津若松市		△(6/10)	△(6/10)	自肅	△(6/10,7/1)	△(6/10,7/1)	△(6/10,7/1)
磐梯町		自肅	自肅	自肅	自肅	△(6/17,7/29)	自肅
猪苗代町		自肅	自肅	自肅	－	－	－
喜多方市		○ ※2	○(6/17)	△(7/1)	○ ※2	○(6/10)	○ ※2
北塩原村		自肅	自肅	自肅	自肅	自肅	○(6/24)
西会津町		自肅	自肅	自肅	○ ※2	○(6/10)	○ ※2
会津坂下町		自肅	△(6/3)	自肅	△(6/24)	△(6/3,7/15)	自肅
湯川村		自肅	自肅	自肅	自肅	△(6/3,7/15)	自肅
柳津町		自肅	自肅	自肅	自肅	自肅	自肅
三島町		自肅	自肅	自肅	自肅	自肅	自肅
金山町		自肅	自肅	自肅	自肅	△(6/24)	自肅
昭和村		自肅	自肅	自肅	自肅	自肅	自肅
会津美里町		自肅	自肅	自肅	△(6/24)	△(6/3,6/24)	自肅
下郷町		自肅	自肅	自肅	△(6/17)	△(6/17,7/15,7/29)	自肅
只見町		自肅	自肅	△(7/29)	自肅	△(7/8)	△(6/17)
南会津町		自肅	自肅	自肅	○ ※2	○(7/8)	△(6/17)
相馬市		○ ※2	○(6/10)	自肅	－	－	－
南相馬市		○ ※2	○(6/24)	△(8/5)	－	－	－
新地町		自肅	自肅	自肅	－	－	－
飯館村		自肅	自肅	自肅	－	－	－
広野町		自肅	△(6/3)	自肅	－	－	－
檜葉町		自肅	自肅	自肅	－	－	－
富岡町		自肅	自肅	自肅	－	－	－
川内村		自肅	自肅	自肅	－	－	－
大熊町		自肅	自肅	自肅	－	－	－
双葉町		自肅	自肅	自肅	－	－	－
浪江町		自肅	自肅	自肅	－	－	－
葛尾村		自肅	自肅	自肅	－	－	－
いわき市		○ ※2	○(7/8)	自肅	－	－	－

注) イタリアンライグラスは単年生牧草ですが、更新せず、自然下種により経年利用している場合は永年生牧草と位置付けます。

※1 流通・利用が自肅となった市町村(地域)において、モニタリング検査の結果、暫定許容値以下となった検査地点(農家)の牧草・飼料作物については利用可能とします(細分化調査の場合も同様)。

※2 サイレージ・乾草利用が自肅解除となった地域については、青刈利用も可能とします。